

申告は正しく、期限内に

2月

16日 木

3月

15日 木

確定申告が始まります

▼問合せ先 財務課税務室
☎54・3111(内線135)

申告が必要な人

町県民税申告書、所得税申告書が送付された人は申告してください。申告書が送付されなかった人でも次に該当する場合は申告が必要です。

- ①前年中に農業・不動産・譲渡などの所得があった人。
- ②給与所得者で、給与を2カ所以上から受けた人、給与のほかに所得（農業・不動産・譲渡など）がある人。
- ③給与所得者で年末調整が済んでいない人（平成23年中に会社を退職した人など）、または年末調整に誤りがあった人。
- ④前年中に所得がなかった人で、他の親族の扶養になっていない国民健康保険加入者。
- ⑤前年中に所得がない人でも所得証明や非課税証明などが必要になる人（園児の保護者、

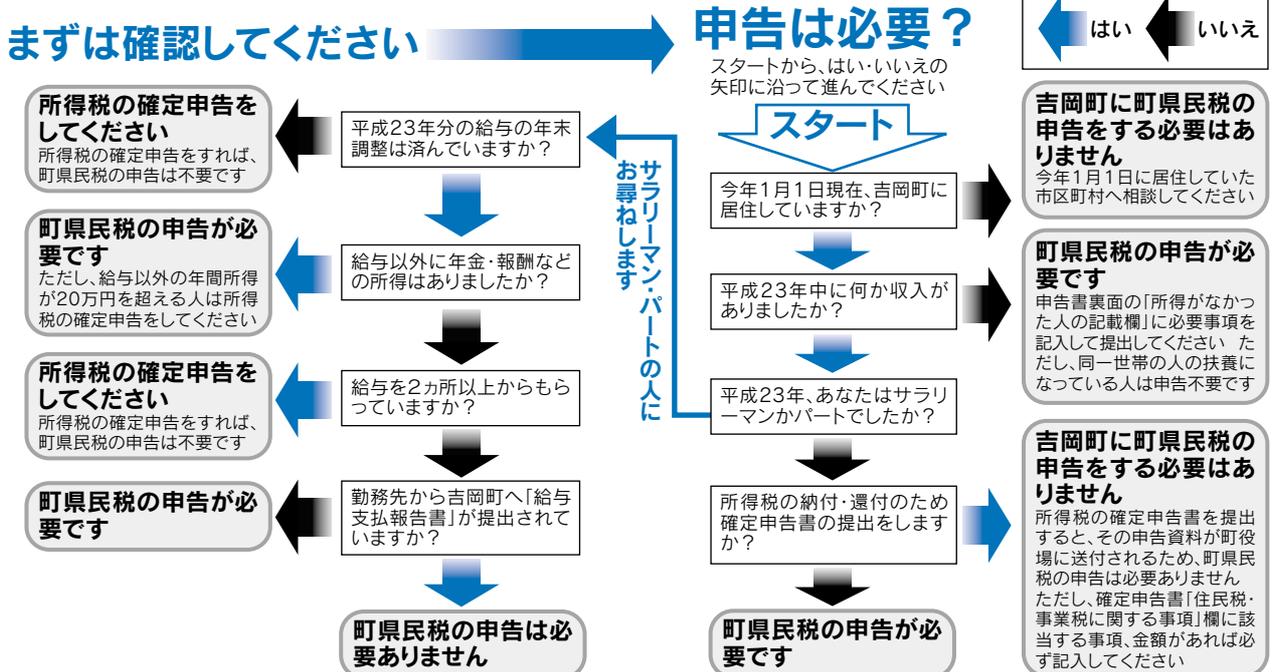
児童扶養手当、福祉医療などで証明が必要になる人）は、申告をしないとい証明書が発行できないので申告が必要です。

⑥その他、右記以外に申告が必要な人（医療費控除、住宅借入金等特別控除などに該当する人）

申告に必要なもの

- ・申告書（送付された人は送付された申告書）
- ・印鑑
- ・源泉徴収票（報酬、年金など）
- ・賃金支払報告書（日雇者など）
- ・収入支出内訳書（農業、営業、不動産などの収入がある人）

★申告フローチャート（このフローチャートはあくまで目安として下さい。その人の所得や状況に応じて変わる場合があります。）



- ・肉用牛売却証明書
- ・その他の収入明細書（証明書）

【控除関係】

- ・社会保険料額のわかるもの
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書（平成18年末までに契約した長期損害保険料控除証明書）
- ・その他の証明（障害者手帳、勤労学生の人は学生証や在学証明書、その他必要な証明など）

その他

- ①新規に振替納税を利用する場合には、納税者自身の預金通帳の金融機関名・口座番号・届出印が必要となります。
- ②還付申告者の還付金の受取りは、口座振替となります。申告者自身の預金通帳の金融機関名・口座番号が必要です。



高齢者がいるご家庭は確認ください

控除が受けられます

▼問合せ先 健康福祉課福祉室
☎54-3111（内線151・152）

高齢者（65歳以上の障害者控除対象者の認定

身体障害者手帳や療育手帳などを持っていない人でも、同等の障害があると認定された場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象となることとなります。認定された人には障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を交付します。申告の際には必ず持参してください。

▼対象 平成23年12月31日現在（平成23年中に死亡した人は死亡時）、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けているか、介護認定を受けていなくても6ヵ月以上寝たきりの状態にあることが証明できる人で、町の障害者控除認定基準に該当する人
※介護保険の認定を受けている人全員が障害者控除の対象になるわけではありません。
▼交付申請 健康福祉課福祉

室にある用紙で申請してください。
※障害者手帳・療育手帳などを持っていない人は、その手帳で障害者控除を受けることができます。認定書の交付を受ける必要はありません。

医療費控除 おむつ使用の証明

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用について、所得税の確定申告で医療費控除を受けられます。
この申告が2回目以降の人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、町が発行する「介護保険の主治医意見書の確認書」でも認められます。

▼対象 介護保険の要介護認定（要支援1・2、要介護1〜5）を受けている人で、介護などの必要性があり主治医より尿失禁の可能性が高いと

証明されている人。

▼申請方法 役場健康福祉課福祉室にある用紙で申請してください。

※初めておむつに係る費用の医療費控除を受ける年は、医師が証明する「おむつ使用証明書」が必要です。

※申告の際には、証明書や確認書のほかに、おむつの領収書（名前・日付・金額が記載されているもの）が必要です。



町の申告相談は「町県民税」と「所得税」

会場 吉岡町コミュニティセンター 2階・視聴覚室
(役場敷地内 南側建物)

受付時間 (時間厳守でお願いします。)
【午前の部】 午前8時45分～11時30分
【午後の部】 午後1時～4時

※身体の障がいなどの理由により2階に上るのが困難な人は、役場1階の財務課税務室窓口で申告相談を受付けます。

提出のみの方は役場1階の財務課税務室窓口(2番窓口)で受付けます。

待ち時間短縮のためご協力をお願いします

- ◆農業・営業・不動産などの収支内訳書などは事前に作成しておいてください。
- ◆医療費控除を受ける人は領収書の合計金額を出しておいてください。



期 日	地 区	期 日	地 区
2月16日(木)	小倉自治会	3月1日(木)	大久保寺上自治会(三津屋1区・2区)
17日(金)	上野原自治会	2日(金)	大久保寺上自治会(三津屋3区・町営住宅)
20日(月)	上野田自治会	5日(月)	溝祭自治会(溝祭南部1区・2区)
21日(火)	下野田自治会(北部全部)	6日(火)	溝祭自治会(溝祭中部・北部1区・2区)
22日(水)	下野田自治会(原・宮下・中部)	7日(水)	駒寄自治会(駒寄・駒寄台)
23日(木)	北下自治会	8日(木)	駒寄自治会(瀬来東・瀬来西)
24日(金)	南下自治会	9日(金)	漆原西自治会
27日(月)	陣場自治会	12日(月)	漆原東自治会
28日(火)	大久保寺下自治会	13日(火)	町内全域
29日(水)	大久保寺上自治会(中町・上町・田端)	14日(水)	町内全域
		15日(木)	町内全域(最終日・納期限)

※申告相談期間中は駐車場・会場の混雑が予想されますので、なるべく世帯毎に地区指定日におでかけください。

今年から変わります!

土地、建物、株式の譲渡所得の申告および新規の住宅借入金等控除の申請をする人は吉岡町コミュニティセンターでは受付できません。高崎税務署が主催するビエント高崎(5ページ参照)での申告となりますのでご注意ください。

高崎税務署が行う確定申告会場「ビエント高崎」

開設期間

2月13日(月)～3月15日(木)

※土・日曜日は除く。

(ただし、2月19日、2月26日の日曜日は開設されます。)

(問屋街センター)

高崎市問屋町2丁目7番地

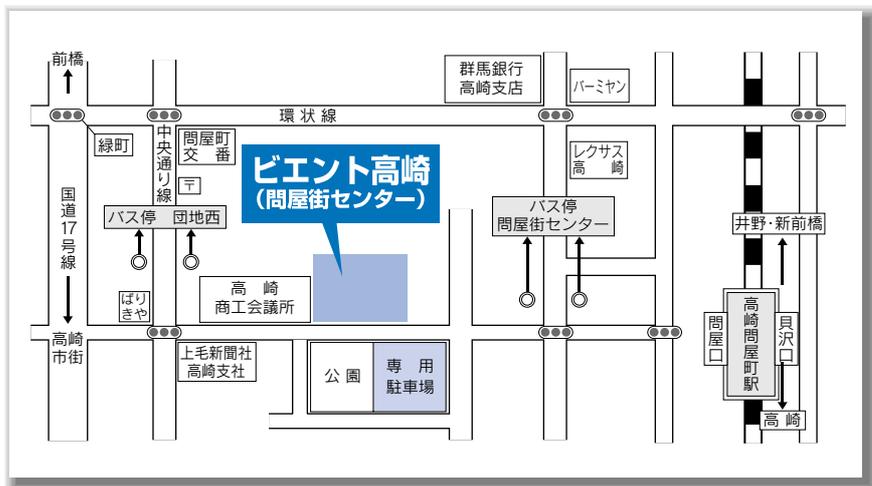
受付時間

午前9時～午後4時

●平成23年分の所得税、個人事業者の消費税および地方消費税並びに贈与税の申告相談・申告書の受付を行います。

※この期間高崎税務署には相談会場がありませんのでご注意ください。なお、完成した確定申告書などの提出は受付けています。

▶問合せ先 高崎税務署
【代表】☎027・322・4711

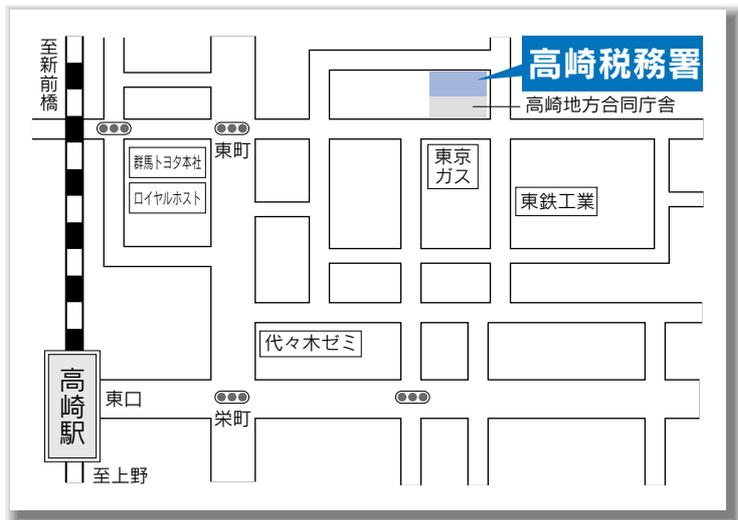


税理士会などによる申告相談のご案内

相談会場	相談日	受付時間	対象者
ビエント高崎 (高崎市問屋町2-7)	2月13日(月)～ 3月15日(木) *土・日曜日は除く *2月19日と26日に限り 日曜日でも開催します。	9:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模事業者 ●給与・年金所得者 ●土地・建物・株式の譲渡所得のある人 ●新規に住宅借入金等控除を申請する人
高崎税務署3階会議室 (高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎)	3月16日(金)～ 4月2日(月) *土・日曜日・祝日は除く	①午前の部 9:00～12:00 ② 午後の部 13:00～17:00	還付申告を中心とした人

※ 広報よしおか1月号P4の申告の日程が誤っていましたが、ご注意ください。

※ 駐車場が狭いので、車でのご来場はなるべくご遠慮ください。



寄附金・義援金を 支払った人へ

個人の方が義援金などを支出した場合には、その義援金が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。